

いしかわの森づくり財源検討部会運営要領

(要領の主旨)

第1条 この要領は「いしかわの森づくり検討委員会設置要綱」第3条第4項の定めに基づき設置された「いしかわの森づくり財源検討部会」(以下「部会」という。)の運営のために必要な事項を定める。

(任務)

第2条 部会は「いしかわの森づくり検討委員会」が検討する森林の公益的機能の発揮及び森林を健全に維持していくための推進方策の一環として必要な新たな財源の確保について、総合的な観点から具体的な検討を行う。

(組織)

第3条 部会の委員は、学識経験者、経済団体、県民団体及び林業の関係者からなるものとし、別紙のとおりとする。

2 部会には、部会長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が主催する。

2 部会長に事故があるときは、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第5条 部会の設置期間は、平成17年12月31日までとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、その都度、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年5月27日から施行する。